

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月30日

住 所

神奈川県横浜市中区元町1丁目11番地

事業者名

横浜高速鉄道株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 森 秀毅

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 施設及び車両等の整備に関する事項

みなとみらい線は、全駅で、エレベーター等による段差解消や、視覚障害者誘導用ブロックの設置、障害者用トイレの設置など、全車両で、車いすスペースや、車両番号等の点字での表示など、バリアフリー設備等を開業時より整備しています。しかしながら、開業以降、交通バリアフリー基準の見直しや、施設の利用者調査で出た障害者の要望など、さらなるバリアフリー化の推進を求める声は高まっています。新型コロナウイルスの終息は見通せる状況になく、厳しい経営環境下にはありますが、誰もが使いやすい鉄道の実現に向け、各駅施設の改修を計画的に進めます。

(2) 利用者の誘導・支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

利用者の誘導・支援については、車いすをご利用のお客様の車両への乗降に用いる渡り板を全駅に配備しており、引き続き、駅係員によるご案内を行うほか、お客様へのお声掛けを積極的に行い、誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。

情報提供については、駅施設や周辺地区の情報を、より分かりやすく提供するため、周辺地区への案内の連続性が確保され、ユニバーサルデザインに対応した案内サインに改修します。特に、列車運行に関する情報は、列車毎に遅延時間を提供するなど、情報の拡充を行います。

教育訓練については、駅係員全員がお客様の視点に立った接客を行えるよう、接遇研修などを進めるとともに、駅係員のサービス介助士資格の取得を進めます。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新高島駅	・可動式ホーム柵の整備

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
施設・設備等の維持管理	エレベーターについては、駅営業時間外に定期的な点検を実施し、部品交換等の予防保全を実施します。 また、バリアフリー設備については、月1回の巡回点検にて目視点検、機能確認を行います。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
声かけサポート運動の継続実施	・係員からの声掛けを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行います。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内サインの改善	・文字の大型化やJISピクトによる案内など、見やすさに配慮した看板に変更するとともに、周辺地区の情報を拡充します。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	・係員からの声掛けを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行います。
サービス介助士資格取得の推進	・駅係員を対象に、資格取得講座を受講させ、新入社員をはじめとした未取得者の資格取得を推進します。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター掲出 サイネージ放映 駅構内放送	・「声かけサポート運動」のポスター掲出とホームドアサイネージ放映を行います。 ・駅構内放送を通じて駅係員が積極的に声掛けを実施し、必要に応じて介助させていただくことを周知します。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

「声かけサポート運動」を継続的に実施し、駅係員からの声かけを強化するとともに、お客様への理解・協力を求めることで、誰もが利用しやすい環境整備を図ります。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
新高島駅	・可動式ホーム柵の整備時期を令和2年度から令和3年度に変更する。	・可動式ホーム柵の製造会社工場火災の影響によるため

Ⅴ 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

特になし

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。